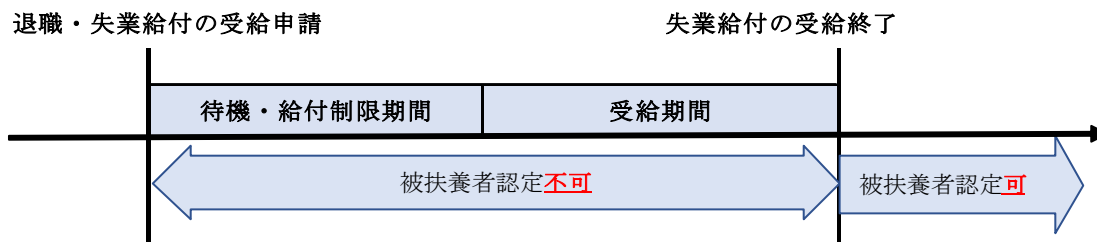


失業給付の待機及び給付制限期間に関わる扶養申請の具体的な手続きについて

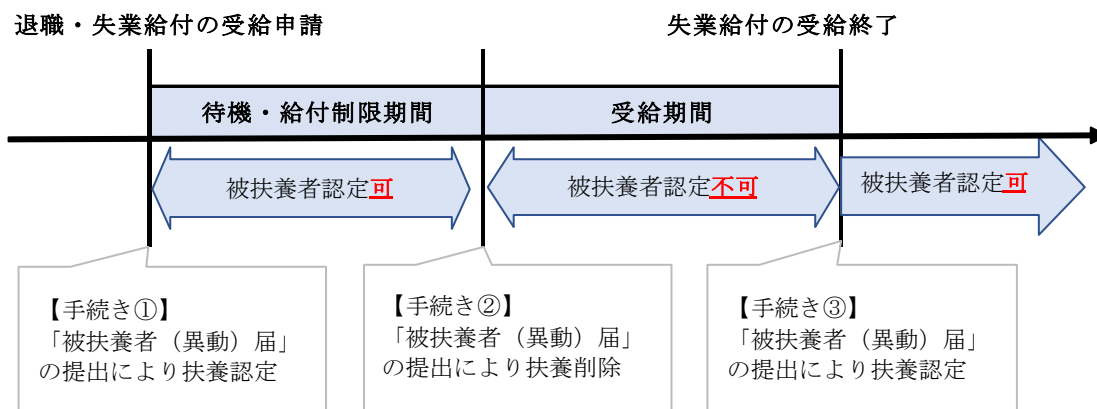
1. 失業給付を受給する場合で、基本手当の日額が基準額以上である場合

※基準額：3,612 円（60 歳以上の者または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 5,000 円）

現在



変更後（令和6年1月1日以降）



【手続き 1-①】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険被保険者離職票 1・2」（写）、「雇用保険失業給付受給等に関する誓約書」

※雇用保険関係の書類がすぐに提出できない場合で、手続きを急ぐ時は、退職証明等の退職日が確認できる書類を先に提出し、認定を受けた後に、離職票 1・2（写）を提出することも可能です。

●認定日（資格取得日）

原則として、「被扶養者（異動）届」及び添付書類を当健保組合が受理した日

【手続き 1-②】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険受給資格者証」の両面（写）または「雇用保険受給資格通知」（写）

●削除日（資格喪失日）

原則として、基本手当の支給開始日（待機満了日の翌日又は給付制限期間終了日の翌日）

※資格喪失の手続き後、当健保組合から「健康保険 資格喪失証明書」を発行いたします。資格喪失日から 14 日以内にお住まいの市区町村役場の窓口へ提出し、国民健康保険に加入する手続きを行ってください。

【手続き 1-③】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

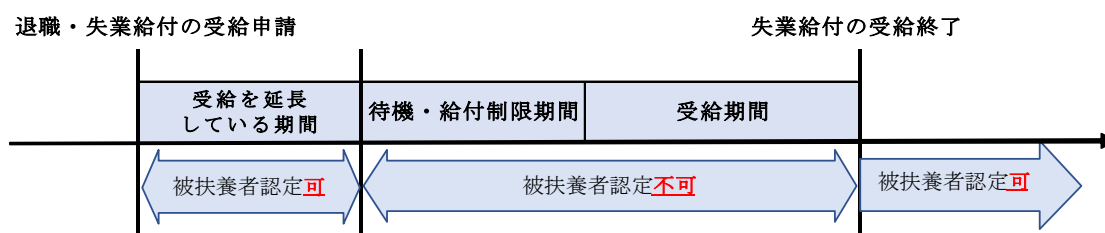
「雇用保険受給資格者証」の両面（写）または「雇用保険受給資格通知」（写）

●認定日（資格取得日）

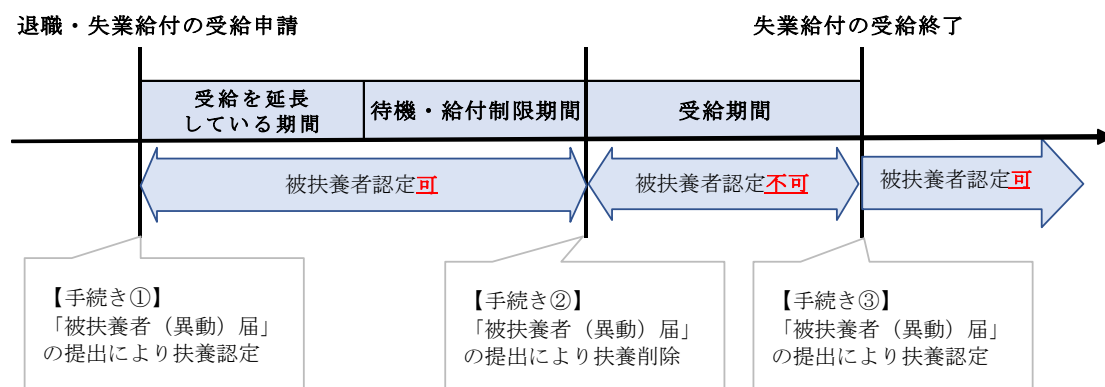
原則として、「被扶養者（異動）届」及び添付書類を当健保組合が受理した日

2. 失業給付の受給期間を延長する場合で、基本手当の日額が基準額以上である場合

現在



変更後（令和6年1月1日以降）



【手続き 2-①】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険被保険者離職票 1・2」(写)、「受給期間延長通知書」(写)、「雇用保険失業給付受給等に関する誓約書」
 ※雇用保険関係の書類がすぐに提出できない場合で、手続きを急ぐ時は、退職証明等の退職日が確認できる書類を先に提出し、認定を受けた後に、離職票 1・2 (写) と受給期間延長通知書 (写) を提出することも可能です。

●認定日（資格取得日）

原則として、「被扶養者（異動）届」及び添付書類を当健保組合が受理した日

【手続き 2-②】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険受給資格者証」の両面 (写) または「雇用保険受給資格通知」(写)

●削除日（資格喪失日）

原則として、基本手当の支給開始日（待機満了日の翌日又は給付制限期間終了日の翌日）

※資格喪失の手続き後、当健保組合から「健康保険 資格喪失証明書」を発行いたします。資格喪失日から 14 日以内にお住まいの市区町村役場の窓口へ提出し、国民健康保険に加入する手続きを行ってください。

【手続き 2-③】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険受給資格者証」の両面 (写) または「雇用保険受給資格通知」(写)

●認定日（資格取得日）

原則として、「被扶養者（異動）届」及び添付書類を当健保組合が受理した日

3. 失業給付を受給する場合で、基本手当の日額が基準額未満である場合

令和6年1月1日以降も従来と変更はありません



【手続き 3-①】

●「被扶養者（異動）届」に添付する雇用保険関係の書類

「雇用保険被保険者離職票 1・2」(写)

●認定日（資格取得日）

原則として、「被扶養者（異動）届」及び添付書類を当健保組合が受理した日

4. 留意事項

被扶養者認定するには、従来どおり所得証明書、住民票、扶養理由書等の雇用保険関係以外の添付書類も提出が必要となりますのでご注意ください。なお、一旦、扶養を認定された後、失業給付を受給することにより扶養から外れた方が、受給終了により再度、扶養を申請する場合（手続き 1-③、2-③に該当するケース）において、所得証明書と住民票の添付の取り扱いは、以下のとおりとします。

●所得証明書

手続き 1-①と 1-③、2-①と 2-③において、それぞれ同じ年度の所得証明書しか添付できない場合、再度、扶養を申請する時点（手続き 1-③、2-③）において、所得証明書の添付は不要とします。

●住民票

住民票の有効期限は3ヵ月となります。手続き 1-①と 1-③の間の期間、2-①と 2-③の間の期間がそれぞれ3ヵ月を超える場合、再度、扶養を申請する時点（手続き 1-③、2-③）において、直近の住民票を添付してください。

以 上